※令和７年度第２回こども・子育て支援会議（令和８年３月16日開催）にて議決済

参考資料１

こども・子育て支援会議運営要綱の改正について

改正事項

「放課後事業部会」の名称及び所掌事項の改正

改正理由

・現行のこども・子育て支援会議の部会には、大阪市こども計画の基本方向３（青年期）に関する施策を所掌事項として掲げる部会が存在していない現状がある。
・青年期施策に関することを部会で対応できるよう、「放課後事業部会」の所掌事項を拡大するため、こども・子育て支援会議運営要綱を改正する。

こども・子育て支援会議運営要綱改正案（新旧対照）

改正後		改正前	
名称	所掌事項	名称	所掌事項
放課後**・青少年**事業部会	本市における放課後事業の実施方針や運営基準など**の施策及び青少年施策に関すること**	放課後事業部会	本市における放課後事業の実施方針や運営基準などに関すること及び総合的 な放課後における児童の学びの場、遊びの場などに関すること

施行日

令和８年４月１日

（参考）

令和８年度以降の取り扱い

こども計画

- 基本方向１
  ～こどもの誕生前から乳幼児期まで～
- 基本方向２
  ～学童期・思春期～
- 基本方向３
  ～青年期～
- 基本方向４
  すべてのライフステージを通じて縦断的に支援
- 基本方向５
  子育て当事者
- 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画
  量の見込みと提供体制の確保の内容

こども・子育て支援会議

教育・保育・子育て支援部会

放課後・青少年事業部会
本市における放課後事業の実施方針や運営基準などの施策及び青少年施策に関すること

教育・保育・子育て支援部会
子ども・子育て支援法に基づき策定する、本市の子ども・子育て支援事業計画に係る、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保などに関すること

ひとり親家庭等自立支援部会
母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき策定する、本市のひとり親家庭等自立促進計画に関すること、その他ひとり親家庭等施策に関すること